

兵庫県公立大学法人公開講座受講料に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人における公開講座受講料(以下「受講料」という。)の額及びその徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開講座受講料の額)

第2条 受講料の額は、5,100円とする。ただし、当該公開講座の時間数が5時間を超える場合には、5,100円にその5時間を超える時間5時間(5時間未満の端数があるときは、これを5時間とする。)ごとに950円を加算した額とする。

2 学部長等は、実施する公開講座の態様等により、前項の規定により難い事由があるときは、理事長の承認を得て、当該公開講座の受講料の額を別に定めることができる。

(受講料の徴収等)

第3条 受講料は、公開講座の申込みを受理又は受講者の決定後に徴収するものとする。

2 受講料は還付しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

第4条 受講料に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。